

施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築



【目指す将来の姿】

- 県民や事業者が高い意識のもと、3Rを実行し、ごみの発生量の最小化が図られている。
- 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行により、持続可能な社会を実現している。
- 循環型産業が発展し、バイオマスプラスチックなどの再生可能資源を利用した様々な製品が、産業分野や消費生活などのあらゆる場面で広く普及している。
- 廃棄物の適正処理や清掃美化活動の推進、ポイ捨て・不法投棄の撲滅により、美しく豊かな自然環境と快適な生活環境が保たれている。
- 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備により、安全で安心な生活環境が確保されている。

【数値目標】

指標	策定時	現状	目標
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物 ^{※1} ）の排出量	915g（H30）	868g（R5）	810g（R12）
産業廃棄物のリサイクル率	59.9%（H30）	55.2%（R5）	60%（R12）
家庭系食品ロス発生量 ^{※2}	22千トン（H29）	20千トン（R5）	18千トン（R12）
海岸清潔度ランク ^{※3} が2011(H23)年度春期より1ランク以上アップした区域数	19区域（R2）	23区域（R7）	39区域（R12）

※1 ここていう一般廃棄物とは、家庭からのごみと事業者からのごみを合わせたもの。

※2 国の試算方法に準拠し、県で独自に試算したもの。

※3 「海岸清潔度ランク」とは、海岸に漂着しているごみの量を表す指標で、海岸10mの幅に散乱するごみの量を20Lのごみ袋の数に換算したもの。39区域で調査している。

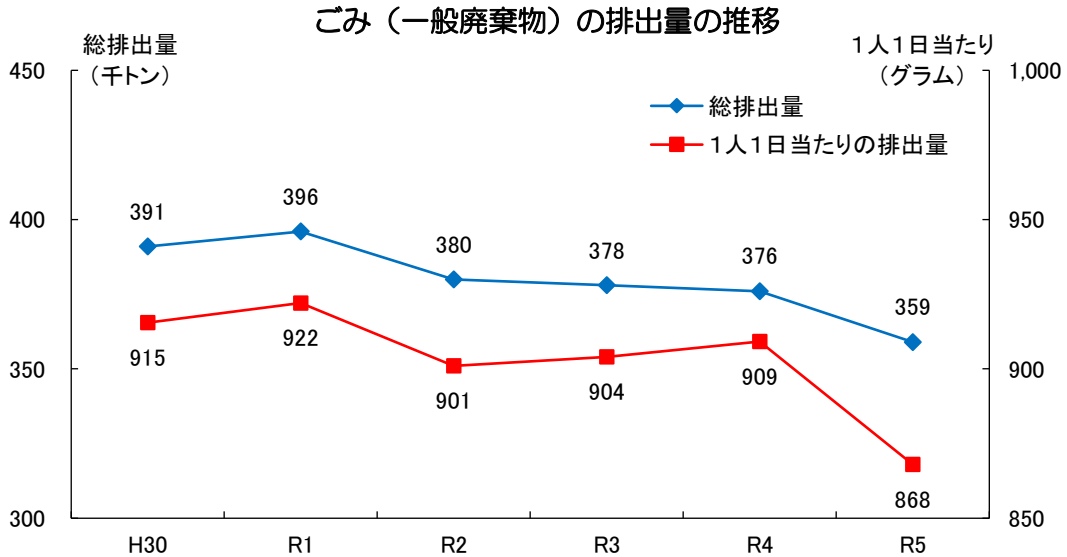
【現状】

（1）資源循環型社会システムの形成

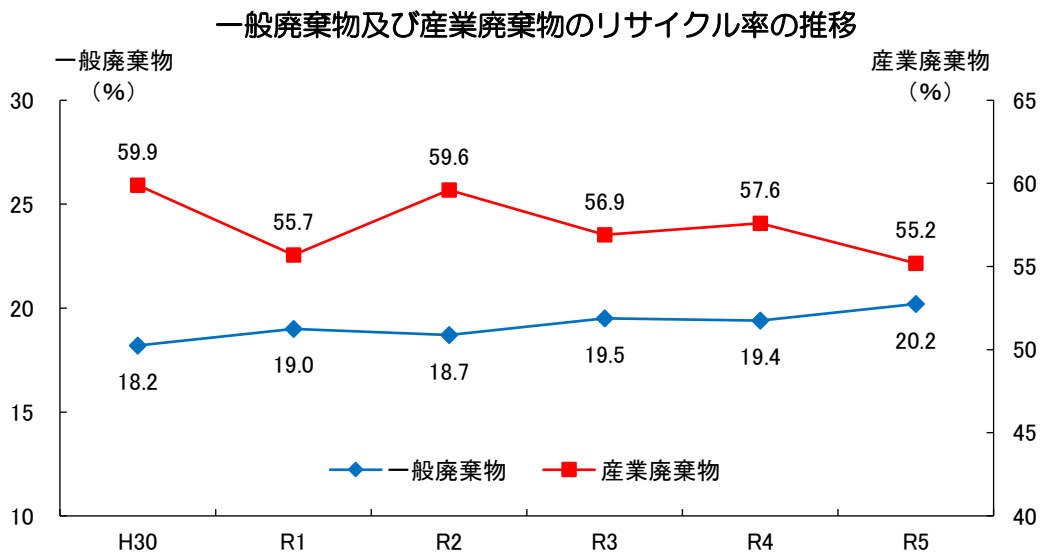
- ・ 本県のごみ（一般廃棄物）の排出量は長期的に減少しています。人口減少の影響もありますが、「ごみゼロやまがた県民運動」の展開や、「やまがた環境展」の開催、環境教育の実施などにより県民の3Rに関する意識の向上が図られたもの

と考えられます。

- ・ 県民1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量は、コロナ禍や災害等の影響による一時的な増加があったものの、長期的には減少傾向にあります。それでもなお、全国平均を上回っています。



- ・ ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率は、県内の一部のごみ焼却施設における焼却残さ（溶融スラグ）のリサイクルの開始及び店頭回収量等の増加に伴い、上昇傾向にあります。一方、産業廃棄物のリサイクル率は、年度によって変動しながら推移していますが、2023（令和5）年度は、第4次計画策定時より低下しました。公共工事から排出されるがれき類などリサイクル率の上昇の要因となる廃棄物と、汚泥などリサイクル率の低下の要因となる廃棄物の排出量が、経済活動の状況により変動し、リサイクル率に影響していると考えられます。

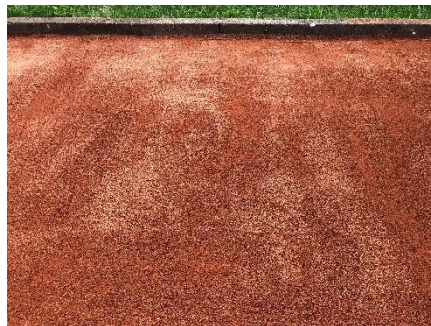


- ・ 世界では、海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック問題への関心が高まっています。国内で排出されるプラスチック廃棄物は911万トンに上っていますが、リサイクル率（サーマルリサイクルを除く。）は約22%に留まっています（一般社団法人プラスチック循環利用協会「2024年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」より）。また、陸上から海洋に流出しているプラスチック廃棄物は2～6万トンと推計されています（平成30年環境省資料より）。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。2022（令和4）年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、政府が2019（令和元）年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、プラスチックに係る資源循環の実現に向けて、各主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めていくこととされています。
- ・ 食品ロスについても、世界的な課題となっています。国内でもまだ食べることができる食品が大量に廃棄されており、食べきり運動や、流通段階における商慣習の見直しなどが進められてきましたが、2019（令和元）年10月に「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携して食品ロスの削減を推進することとされました。

（2）資源の循環を担う産業の振興

- ・ 2024（令和6）年8月に、政府の「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画においては、循環型社会の形成に向けて、循環経済への移行を推進することが鍵とされています。循環経済への移行は、我が国が直面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら新たな市場を作り、国民の暮らしを改善して現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を高めるものであり、持続可能な社会を実現し持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためにも重要な要素であるとされています。本県でも、同計画の中長期的な方向性を共有するとともに、地方公共団体に期待される役割を果たすため、本県における循環資源の状況を把握し、住民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携する仕組みを構築し、地域の特性に応じて、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる仕組みづくりを主導するなど、地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築に向けて中核的な役割を担う必要があります。

- ・ 産業廃棄物の排出量は、経済活動の状況による変動があるものの、長期的には減少傾向にあり、また、最終処分量は、2030（令和12）年度目標値前後で推移しています。3R推進に係る研究開発へのソフト支援や廃棄物処理施設等整備へのハード支援などにより、商品化に向けた製品開発やリサイクル等の取組みが進んだものと考えられます。
- ・ また、リサイクル製品認定制度やリサイクルシステム認証制度を運用し、焼却灰（溶融スラグ）を利用したコンクリート製品などリサイクル製品の普及促進を図っています。リサイクル製品認定制度では、庄内地域で特に多く排出される使用済み瓦を利用した製品など、地域の循環資源を利用して県内で製造される良質な製品を認定しています。



使用済み瓦利用土木・園芸用資材（再生砂）

（3）廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

- ・ 優良産廃処理業者認定件数は、業界団体と連携した制度の普及啓発や研修会開催、また、許可更新時に処理業者への働きかけを行ったことなどにより、増加しています。
- ・ 海岸漂着物等については、回収処理や清掃活動、環境教育などの発生抑制対策を通して県民の意識は高まっており、海岸清掃ボランティアの参加者数は増えています。その結果、海岸清潔度ランクが2011（平成23）年度春期より1ランク以上アップした区域は、2025（令和7）年度春期時点で23区域になっています。

【課題】

（資源循環型社会システムの形成に関する課題）

- 県民1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量は長期的には減少傾向となっていますが、全国平均を上回っており、ごみ削減に向けた取組みを強化する必要があります。
- 家庭系ごみは、紙ごみ、生ごみ及びプラスチックごみが多くを占めています。資源ごみ（古紙類、衣類、食品トレー、ペットボトル等）の分別回収の徹底、食品ロスの削減、使い捨てプラスチック製品等の使用削減に向け、家庭や事業者への周知啓発を通して、県民のライフスタイルの変革を促すとともに、地域における集団回収、小売店における店頭回収、使用済み製品のリユース・リサイクル事業をより一層推進する必要があります。

- 事業系ごみについては、事業者に向けた資源ごみ（古紙類、古繊維等）の分別徹底の働きかけや、事業者による3R推進の取組みへの支援を強化する必要があります。
- プラスチックに係る資源循環の実現に向けて、バイオマスプラスチックや紙などの再生可能資源の利用促進やプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化の実施等の体制整備を推進する必要があります。
- 本県の家庭系食品ロスの発生量は、第4次計画策定時から横ばいで推移していましたが、2023（令和5）年度は減少が見られました。食品ロスの多くが可燃ごみ（生ごみ）として排出されますが、水分量が多く、運搬時や焼却時に多くの燃料を消費し、CO₂排出量の増加につながるため、食品ロスの削減をより一層推進する必要があります。

（資源の循環を担う産業の振興に関する課題）

- リサイクル認定製品の販売額は年々増加しており、循環型産業の着実な進展が見られているところではありますが、地域経済の活性化や雇用創出が求められる中で、廃棄物の適正な循環利用を促進していくためには、資源循環を担う県内産業の振興をより一層推進していくことが重要です。

（廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減に関する課題）

- 大規模災害の発生に備え、これまでの県内での災害廃棄物処理の課題を検証し、県及び市町村の災害廃棄物処理計画に反映させる必要があります。
- 人口減少の状況においても海岸清掃ボランティア参加者を確保できるよう、ボランティアの体制づくりや人材育成を図る必要があります。
- 海岸清掃活動が比較的实施しやすい地形であるにも関わらず、清掃活動が実施されていないために海岸清潔度が改善されていない海岸があり、一層の対策が必要となっています。
- 陸域部から流出するごみの発生抑制のため、普及啓発や環境教育にも取り組む必要があります。



ごみゼロやまがた
県民運動キャラクター
「ごみゼロくん」

【コラム】「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行に向けて



「循環経済（サーキュラーエコノミー）」とは、製品・サービスの生産段階から、資源や製品の再使用・再生利用を前提に設計し、生産から消費までのあらゆる段階で循環させることで、既存の資源の価値を最大化し、新たな資源やエネルギーの消費や廃棄物の発生を最小化する経済活動です。

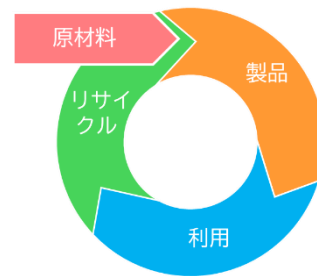
「循環経済への移行」は、単にごみを減らす取り組みではありません。資源の消費や廃棄物の unnecessary 焼却を抑えることで、温室効果ガスの排出を削減し、環境への負荷を軽減すると同時に、新たなビジネスモデルの創出を通じて企業の経済成長にも寄与します。気候変動や環境汚染などの環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生などの社会的課題への解決にも貢献するものであり、環境と経済が両立する持続可能な社会を実現する上で、極めて重要な考え方です。

日本では従来から「3R」（Reduce：ごみになるものを減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：資源として再生利用する）が普及してきましたが、近年は、不要なものを断る「Refuse」や、修理して長く使う「Repair」などの様々な「R」の取組みに派生しています。また、化石資源由来の素材をバイオマスプラスチックなどの再生可能な資源に切り替える「Renewable」の考え方も、重要性を増しています。

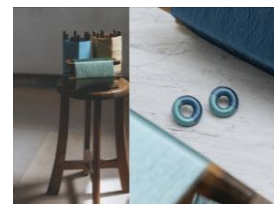
こうした中、地域の循環資源や再生可能資源の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済の活性化を促進する取組みも見られます。本県では、このような取組みを後押しするため、地域の循環資源を利用して県内で製造される良質な製品を、「山形県リサイクル認定製品」として認定しています。

認定製品には、繊維工場で不要になった糸を利用したストールやアクセサリ、家具製造工程で発生する県産木材の端材を利用した箸やキーホルダーなどがあります。これらは、不要物をより価値の高い製品へと生まれ変わらせる「アップサイクル」という新しいリサイクルの形を示しています。

※ オランダ政府「Circular Economy in the Netherland by2050」（2016）を参考に山形県が作成



循環経済の概念図*



繊維工場の残糸を利用したストール・アクセサリ



家具製造の端材を利用した箸・キーホルダー

【施策の展開方向】

将来の姿
目指す

- ・ 県民や事業者が高い意識のもと、3Rを実行し、**ごみの発生量の最小化**が図られている。
- ・ 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済への移行**により、**持続可能な社会**を実現している。
- ・ 循環型産業が発展し、バイオマスプラスチックなどの**再生可能資源**を利用した様々な製品が、**産業分野や消費生活などのあらゆる場面**で広く普及している。
- ・ 廃棄物の適正処理や清掃美化活動の推進、ポイ捨て・不法投棄の撲滅により、**美しく豊かな自然環境と快適な生活環境**が保たれている。
- ・ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備により、**安全で安心な生活環境**が確保されている。

施策の展開方向

1人1日当たりのごみ排出量**810g**

1 資源循環型社会システムの形成

- ◆ **県民運動**等によるライフスタイルの変革の促進
 - ・ 県民一人ひとりがごみに関する問題を「自分ごと」と捉え、意識改革・行動変容を促す取組みの強化
- ◆ 家庭・事業所での**分別・リサイクル**の促進
 - ・ 市町村・事業者等の連携による資源回収、リユース・リサイクル事業の推進
- ◆ 循環資源に関する**情報収集及び発信**
 - ・ 国内での資源循環に向けた、自治体や産学官連携の枠組みを活用した情報収集・発信
- ◆ **食品ロス**の削減
 - ・ 県民一人ひとりがごみに関する問題を「自分ごと」と捉え、意識改革・行動変容を促す取組みの強化【再掲】
 - ・ フードドライブ実施団体等への支援、連携調整

第3次山形県循環型社会形成推進計画（R3～R12）

- ・ 第4次山形県環境計画の個別計画（分野別計画）
- ・ 食品ロス削減推進計画、海岸漂着物対策推進地域計画を統合

2 資源の循環を担う産業の振興

- ◆ **循環経済への移行**に向けた支援【新規】
 - ・ 動静脈連携を始めとした、**多様な主体間連携**に向けたマッチング機会の創出
 - ・ 地域資源循環の促進に向けた、高度な再資源化、省資源化技術の開発・導入への重点的な支援
- ◆ 次世代の循環型産業を担う**人材の確保**【新規】
 - ・ 関係機関・関係団体との連携による情報発信・体験を通じた、循環型産業に関する理解度・認知度向上、人材確保の推進

3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

- ◆ **廃棄物の適正処理**の推進
 - ・ 排出事業者・産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底
 - ・ 大規模災害を踏まえた**県災害廃棄物処理計画の見直し**
 - ・ 市町村災害廃棄物処理計画の運用支援・見直しの促進
- ◆ **海岸漂着物**等の回収及び発生抑制の促進
 - ・ 「**改善促進海岸**」における効果的・効率的回収の推進
 - ・ ボランティア人材育成・確保の推進

（1）資源循環型社会システムの形成

ア 県民運動等によるライフスタイルの変革の促進

- ・ 専用ウェブページやSNSを活用し、マイクロプラスチックなど海洋プラスチック問題、プラスチックに係る現状と処理・リサイクルの状況、分別の意義（視点を変えれば、ごみも大切な資源となる）、一人ひとりができること（行動事例）、プラスチックの賢い使い方を紹介するなどの啓発を推進します。
- ・ 飲食店等で使用される使い捨てプラスチック製品等の使用抑制や、リサイクル・リユース製品の活用、環境に配慮した包装資材への転換促進等を支援します。また、「持ち歩こう！マイボトル運動」を通して、マイボトルの利用を促進するなど、プラスチックの使用削減に向けた取組みを強化し、県民のライフスタイル変革に取り組みます。
- ・ 教育機関と連携しながら、出前講座や県環境アドバイザー派遣事業等を活用し、児童・生徒や学生への啓発を強化します。
- ・ 県民一人ひとりが廃棄物に関する問題を自分ごととして捉え、自らプラスチックごみ削減などの3Rを推進するよう、DX等を活用しながら意識改革・行動変容を促す取組みを強化します。

- ・ プラスチックに係る資源循環の実現に向けて、バイオマスプラスチックや紙などの再生可能資源の利用促進、リユース品・修理サービスの普及拡大等の環境配慮型製品・サービスの開発・販売への支援を行います。
- ・ 市町村によるプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化の実施等の体制整備に向け、助言等の支援を行います。

イ 家庭・事業所での分別・リサイクルの促進

- ・ 専用ウェブページやSNSを活用し、資源ごみの分別徹底に係る周知啓発を行います。
- ・ 小売店による資源ごみの店頭回収を促進するとともに、適切な分別に係る周知啓発を行います。
- ・ 市町村、事業者、回収業者、リユース事業者等が連携した小型家電や衣類等の資源回収、リユース・リサイクル事業を推進します。
- ・ 業界団体と連携し、建設業の汚泥・がれき類・使用済み瓦、農業の廃ビニールや家畜のふん尿、果樹剪定枝、漁業の使用済み漁具、製造業の生産ロスや廃プラスチック等に係る業界ごとの課題を把握し、廃棄物の減量化とリサイクルに向けた具体的な対策を検討・実施します。
- ・ 食品小売業や飲食業における発注支援システム（例：AI（人工知能）による需要予測等）の導入など、事業系ごみの発生抑制に係る取組みを支援します。
- ・ 市町村・一部事務組合のプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化の実施やリサイクル施設（生ごみ、プラスチックごみ等）、発電・熱回収等を行うエネルギー回収型ごみ処理施設等の導入等の体制整備に向け、助言等の支援を行います。

ウ 循環資源に関する情報収集及び発信

- ・ 廃プラスチック、金属スクラップ、古紙類、廃食油等の国内での資源循環に向けて、自治体や産学官連携の枠組みを活用し、先進的な取組みについて情報収集と発信を行います。
- ・ リサイクルに対する県民の理解を深め、具体的な3R推進の行動につなげるため、専用ウェブページやSNS等による資源ごみのリサイクル状況の情報発信や、出前講座や県環境アドバイザー派遣等の環境教育を推進します。

エ 食品ロスの削減

- ・ 宴会時における料理の食べきりを促進する「さんまるいちまる3.0.1.0運動³²」の取組みなど、国・市町村・関係機関と連携した一斉キャンペーンを実施します。また、専用ウェブ

³² 宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

ページやSNSによる情報提供、店頭用啓発資材の配布等により、家庭・事業所への啓発を行います。

- ・ 「もったいない山形協力店」について、消費期限切れが間近な商品の販売促進サービスや、協力店共通利用ポイント等のインセンティブ制度の導入などの事業所の取組みを支援します。また、「もったいない山形協力店」と連携し、料理を持ち帰ることができる「テイクアウトボックス」や「てまえどり」の普及を図ります。
- ・ 県民一人ひとりが食品ロスに関する問題を自分ごととして捉え、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らできることを一人ひとりが考え、行動に移すことができるよう、ごみゼロやまがた推進県民運動による取組みを強化します。
- ・ フードドライブ実施団体等の支援及び連携・調整を行うとともに、県機関内で定期的にフードドライブを実施し、県関係部局（福祉・農林水産・消費者行政等）と連携しながら、未利用食品の有効活用を図る「フードバンク活動」の支援・協力を行います。
- ・ 学生や住民等による食品ロス削減の取組みを支援することにより、地域の食品ロス削減活動の担い手育成に取り組みます。
- ・ 県内の食品ロス発生量把握のためのごみ組成調査について、市町村と連携して取り組みます。
- ・ 「食品ロス削減推進法」で努力義務として規定された「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を支援します。

(2) 資源の循環を担う産業の振興

ア 循環経済への移行に向けた支援

- ・ 製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業による動静脈連携を始めとして、事業者、関係団体、大学等の学術・研究機関、市町村等の多様な主体間の連携を図るため、マッチングの機会を創出する取組み（先進事例の紹介、情報・意見交換等）を実施します。
- ・ 地域における資源循環を促進するため、上記マッチングでのニーズを踏まえ、本県の課題となっている廃プラスチック、燃え殻、使用済み瓦や、社会的課題となっているバイオマス、太陽光パネルやリチウム蓄電池等の廃棄物の高度な再資源化技術、及び再生可能資源の利用等により天然資源の消費を抑制する省資源化技術の開発・導入を促進します。

イ 次世代の循環型産業を担う人材の確保

- ・ 次世代の循環型産業を担う人材の確保に向け、教育機関と連携し、県環境学習支援団体認定制度等を活用して環境教育の取組みを推進します。

- ・ イベント等での情報発信や体験を通じて、循環型産業に対する理解度や認知度の向上を図ります。

ウ 事業者の3R推進に係る支援

- ・ 大学等の学術・研究機関、公設試験研究機関や企業支援機関との連携支援システムを構築し、研究開発から事業化、販路開拓まで、県3R推進環境コーディネーターのトータルコーディネートのもとでの効果的な支援を行います。

エ 循環型産業の振興

- ・ リサイクル製品認定制度及びリサイクルシステム認証制度に基づく認定・認証によるインセンティブの拡大（展示会・商談会等の開催、外部専門家による助言システムの構築等）、専用ウェブページやSNSを活用した県民への定期的な情報発信及び業界団体を通じた周知等により、認定・認証の拡大及び普及に取り組みます。
- ・ リサイクル率が低い産業廃棄物を循環資源として利用したりサイクル製品（使用済み瓦利用製品等）の積極的な利用や、果樹剪定枝などの農業由来廃棄物や焼却灰を循環資源とした製品開発を促進します。
- ・ リサイクルポートの指定を受けている酒田港周辺における循環型産業や、廃プラスチック等の本県が課題とする廃棄物のリサイクル施設整備に対し、施設整備事業費補助金に係る補助率の優遇措置等の設定など、重点的な支援を行います。
- ・ 県や市町村によるグリーン購入、環境配慮契約の取組みを推進します。
- ・ 木質バイオマス燃焼設備・機器に対する支援により、バイオマス資源の利活用を促進します。

(3) 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

ア 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく立入検査等による指導を徹底します。
- ・ 優良産廃処理業者の育成・増加に向けた指導を継続して行うとともに、廃棄物処理業の許可更新の機会を捉えた働きかけを行います。
- ・ 県内での大規模自然災害事例を踏まえ、災害廃棄物処理の課題を検証し、県災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
- ・ 大規模自然災害発生時の災害廃棄物の迅速な処理を図るため、災害廃棄物仮置場設置訓練を実施するなど、市町村災害廃棄物処理計画の運用支援を行うとともに、市町村災害廃棄物処理計画の見直しを促します。

イ 不法投棄の防止

- ・ 行政による不法投棄パトロール及び監視協定を締結した民間団体等による不法

投棄監視・通報体制を強化します。

- ・ 市町村、関係団体、地権者や地域住民と連携して不法投棄箇所の原状回復を実施するとともに、地域社会全体で不法投棄を防止し、地域の環境を守る意識の醸成を図ります。

ウ 海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進

- ・ 海岸清掃活動が比較的实施しやすい地形であるにも関わらず、清掃活動が実施されていないために海岸清潔度が改善されていない海岸を「改善促進海岸」として位置付け、関係機関と連携し、より効果的・効率的な回収を推進します。
- ・ 地域で回収活動を継続的に行う海岸清掃ボランティアの人材育成・確保を推進するとともに、ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア団体間の交流・情報交換・連携を促進します。
- ・ 海岸漂着物等は、ポイ捨てなどの不法投棄や廃棄物の保管・管理の不徹底が原因となり、山、川、海へとつながる水の流れを通して発生するものが多いことから、県民一人ひとりが海岸漂着物等の発生抑制について理解を深められるよう、普及啓発と環境教育を実施します。

【コラム】 飛島クリーンアップ作戦



山形県の唯一の離島「飛島」には、海流、季節風、地形等の条件から、海から多くのごみが漂着します。流木などが貴重な燃料として使われていた時代もありましたが、流れ着く物の大半がプラスチックなどの人工物に変わり、また、流れ着く量も多く、砂浜も見えない状況になっていきました。

この海からのごみを「何とかして欲しい！」という島民や観光客の声を受け、2001（平成13）年からボランティアによる「飛島クリーンアップ作戦」がスタートしました。その後、実行委員会には酒田市内のNPO法人や東北公益文科大学の学生も加わり、飛島における一大社会貢献活動として定着しました。

多くのごみが流れ着く島の西側は、車が入れない地形であり、ごみの回収と運搬は人力に頼らざるを得ない状況でしたが、毎年多くのボランティアが参集し活動を継続できたことで、2011（平成23）年頃には、やっと元の砂浜が見えるようになりました。



多くのボランティアによる回収活動

飛島でのこの活動は、海岸漂着物に悩まされている他の地域にも広がり、その後、「海岸漂着物処理推進法」の制定に結びつきました。

【各主体が配慮すべき事項・期待される役割の例】

<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物を大切にし、ごみを減らし（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使い（リユース：Reuse）、ごみになったら資源として再生利用する（リサイクル：Recycle）という3Rに取り組む。 ・ ごみを排出するときは、市町村のごみ分別区分に従って適切に分別する。 ・ 集団回収や小売店の店頭回収を利用し、資源ごみのリサイクルに取り組む。また、店頭回収を利用するときは、店舗が定めたルールに従う。 ・ 普段からマイボトル、マイバッグ等の繰り返し使えるものを使用し、使い捨てプラスチック製品の使用を控える。 ・ 料理の作り過ぎによる食べ残し、調理時の食材の過剰除去、未利用食品廃棄等により家庭で発生する食品ロスを削減する。 ・ 製品の適切な長期利用やリユースに努めるとともに、地域の循環資源や再生可能資源を活用した製品・サービスを積極的に利用する。 ・ 不法投棄のない地域づくりに協力するとともに、河川・海岸等清掃活動へ参加する。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動から発生した廃棄物は、廃棄物処理法のほか、個別リサイクル法などの法令を遵守して適正処理するとともに、可能な限り3Rを推進する。特に、廃プラスチックと紙類については分別を徹底し、リサイクルを推進する。 ・ 従業員に対して3Rの推進に関する意識付けを行うことにより、ごみ削減を推進する。 ・ 動静脈連携や産学官連携などの多様な主体間連携を通じ、生産、消費・使用、廃棄の各段階で3Rに配慮し、又は再生可能資源を利用した製品・サービスの開発に取り組む。 ・ 製品の適切な長期利用やリユースに努めるとともに、地域の循環資源や再生可能資源を利用した製品・サービスを積極的に利用する。 ・ 従業員に対する廃棄物処理に係る監督・指導を徹底し、適正処理を推進するとともに、廃棄物の発生抑制・リサイクルを促進する。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの発生量の最小化に向けて、排出抑制や循環利用等を推進し、住民のライフスタイル変革を促進する。 ・ プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化に向けて対応を進める。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 集団回収を実施できる団体の掘り起こしや、新たな資源回収ルートの検討を行い、リサイクルを促進する。・ グリーン購入に率先して取り組むとともに、住民にグリーン購入を呼びかける。・ 廃棄物の適正処理に努めるとともに、不法投棄の未然防止を推進する。・ 陸域部から河川を通して流出する海岸漂着物等の発生抑制に向けた啓発を推進するとともに、住民による清掃活動を支援する。・ 「災害廃棄物処理計画」に係る運用訓練と定期的な見直しにより、非常時に備えた体制を整備する。 |
|--|--|